

午前十一時三十分 休憩

午前十一時三十分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育次長(八木房雄君) お答え申し上げます。

いま末次議員さんからの御質問でございますが、第一号、第二号は第三号に包括できるんじゃないかというふうな御質問でございますが、第一号については公益を害すということが騒ぐ方でございます。第二号については施設の損傷ということ、私どもは第三号の管理上支障があるというときには、時間の変更とか、そういうふうなことを考へておりまして、そこに管理上支障があるということにしたわけでございますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○二十一番(末次性男君) いろいろ意見がありますけれども、いずれ総務委員会に付託になるであらうから、そのときにまたお願いいたします。

○二十四番(塩野鉄之助君) ちやうど使用料の問題について聞きたいんですけれども、三つの中学校にテニスコート——いまここにできているような施設がしてあるのか

どうかというのをまず第一点に質問いたします。

それから、これに匹敵するようなコートができてゐるか、できてないかということをお願いいたします。

○教育次長(八木房雄君) お答え申し上げます。

第一中学校の後ろに全天候型のコートができてゐるのと、それから三中の後ろに全天候型ができております。それから二中についてはクレイコートでございます。たしかできております。

○二十四番(塩野鉄之助君) そうですね一つお伺いしたんですが、クラブ活動でかなり生徒が一生懸命やっているんじゃないかと、しかも、今回できているコートは公式でも使えるコートでしょうから、そういう面で、プールについては小中学校の生徒に無料で五枚出しているということであつて、そういう場合に、現在、中学校でできているのは公式に使えるかどうかということでは私はよく知りませんけれども、そういう場合に各小中学校にプールがありながら、それを先生が育成に使えない場合も、またクラブ活動でいろいろ規制する場合がありますが、そういう中においてはそれだけで一生懸命やる生徒がいたとしたら、やはり、この問題については第七条に確かに市長が

公益上その他特に必要があるときは減免することができるとうたっております。
しかし、これは公のことであつて、たとえば中學生が一生懸命命やるといふより、クラブ活動の中にやううた全般的にとりこむことになるは大変なことにもなるでしうけれども、このうちに對して、これからたとえ三枚でも五枚でも、これだけ大きな四百円もするやうなことでしうけれども、やういふことを考へてゐるかどうかとらうとお伺いしたい。プールと同じやうな考へを持つて無料券をそういう生徒に出すか、出さないか、お願いいたします。

○教育次長(八木房雄君) 大変ありがたい御質問でございますが、一中と三中については確かにございますので、二中については確かにクレートコートの一面だけでございます。現在、武蔵野台のテニスコートを優先的に学校教育におまけクラブ活動に使つておりまして、今後でも学校行事においては優先的に考へていきたい、こういうふうに考へております。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○三番(加藤謹久助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第十二号については、総務委員会に付託されんことを切望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹久助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて議案第十二号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第七議案第十三号福生部市計画事業福生多摩河原土地地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第十三号福生部
市計画事業福生多摩河原土地画整理事業施行現程を定める条
例を廃止する条例について御説明申し上げます。

多摩河原土地画整理事業は、面積六十九ヘクタールで、昭和四十四年九月
に事業認可を受け事業開始し、昭和五十年七月に換地処分を行いました。
御案内のとおり、この地区は大半が水田でありましたが、現在では住環境に
恵まれた良好な住宅地として発展しております。これも各権利者並びに
議員先生方の深い御理解と御協力によるものとばかり御礼申し上げます。
その後、事務手続も順調に進みまして、昭和五十五年十二月をもって本事業
施行現程を定める条例を基盤に行つてまいりました。事業並びに残
事務等も終了いたしましたので、本条例を廃止したいというものでござい
ます。

慎重御審議をいただきますとして、原案どおり御決定賜りますようお願い申
し上げまして、説明いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案不理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十三号については、委員会付託及び
討論を省略し、原案どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が
提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて議案第十三号は、原
案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第八議案第十四号東京部市町村消防団員等

災害補償等組合理約の一部を変更する規約を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 井上久男君登壇)

○市民部長(井上久男君) 御指名でございますので、議案第十四号東京都
市町村消防団員等災害補償等組合理約の一部を変更する規約につ
いて、提案理由とその内容について、御説明申し上げます。

この変更は消防法の一部改正に伴いまして組合理約の一部の変更の必要が
生じたため、地方自治法の規定によりまして提案した次第でございます。

内容につきましては、組合理約第三号の第二号中、消防法「第三十六号の二」
と規定してある条本文を、消防法「第三十六号の二」に変更しようとするものであ
ります。これは消防法の条が繰り下げられた関係で組合理約の一部の変更、
となったわけでございます。

第三号の第二号の内容につきましては、消防法第三十六号の二の規定に基
づく消防作業に従事した日、または救急業務に協力した日にかかわる損害
補償事務という、こういう条本文でございますものと、この消防法第三十六号の二

を三に変更しようというものでございます。

附則につきましては、施行期日は東京都知事の許可のあった日から施行しよう
とするものでございます。

以上、はなはだ簡単な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原
案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十四号については、委員会付託及び
討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が

提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第十四号は、原案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第九議案第十五号東京自治会館組合規約の一部を変更する規約を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第十五号東京自治会館組合規約の一部を変更する規約につきまして、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本案は、昭和四十七年十一月に東京都知事の許可を得て設立いたしました東京自治会館組合の処理事務につきまして、新たに東京自治会館組合の組織市町村の職員の研修事務につきましても組合の共同処理事

務に加え、一部事務組合業務の効率化を図りまして、あわせて組織市町村の職員の資質を向上させ、市町村行政と住民福祉の増進に努めようとするものでございます。

今回、組合規約の一部変更を提案させていた点に当たりましては、東京都市長会及び町村会が構成しております 東京都市町村連絡協議会におきまして、東京自治会館組合に入会している団体の事務につきまして共同して処理できないか検討してまいりました結果、当面、東京都の全市町村

——大島以下の島部も含めて四十一市町村が共通に加入しておりますところの東京自治会館組合と東京都市町村職員研修協議会との一本化の見通しを得まして、本案を提出する運びとなった次第でございます。

なお、今後ともこういった一本化につきましては、可能な限り事務の効率化等図る上からも、また継続的に研究するところでございます。ちなみに、一本化によります利点といたしまして、申し上げられる点といたしましては組織市町村等の会議が減少いたしましたこと、このための負担軽減が図られること、それから任意団体であります東京都市町村研修協議会、この法人化が図

られるということ、これが一番大きな一点利点であろうというふうに判断をいたしてあります。それから、二つの団体の会計事務が一元化される。したがつて、効率的に処理もできる。あるいは事務事業の運営等により充実いたしまして効率化が図られるということ等が挙げられるのではないかと考えております。

それでは、変更いたそうといたします。規約の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず第二条、第四条及び第十四条の中にございます「この組合」という表現を使うおるわけでございますけれども、これを「組合」に改めるといふことの条項でございますが、これは単なる字句の整理でございます。

それから、第二条の次に次の一条を加えるといふことの条項は、この目的規定を設けようとするものでございまして、東京自治会館組合の共同処理いたします事務に、新たに市町村職員の研修事務を加え、市町村行政の効率的な運営により、より一層住民福祉の増進を図ろうとするものでございします。

続きまして、第三条を次のように改めるといふことの条項でございますが、

第三条は、組合の管理いたします事務につきまして規定しております。従来「東京自治会館の設置、管理及び運営に関すること」に、新たに「共同で実施する職員の研修に関すること」を加えようとするものでございます。

次の第十條第一項を次のように改めるといふ規定でございますが、この第十條は、組合の管理、副管理、及び収入役の設置等に関する定めであります。今回、職員の研修事務を加えることによりまして、副管理を一名ふやしまして二名にしようとするものでございます。

次に、第十一條を次のように改めるといふ規定でございますが、本條は、管理の職務代理につきまして定められておりまして、ただいま御説明申し上げますように、副管理者を二人にいたしますところから、管理者に事故等がありました場合に、あらかじめ定められた順序で副管理者が職務代理をいたしますというものを規定するものでございます。

最後に、この一部変更の規約の施行につきましては、東京都知事の許可のあった日から施行するということと、附則でうたっております。

以上、大変難駁でございましたが、慎重御審議を賜り、よろしく原案御決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由並びにその内容の説明を終らせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○三番(加藤謹之助君) お際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十五号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって、議案第十五号は、原案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 一時まで休憩いたします。

午前十一時五十分 休憩

午後一時 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十議案第十六号 昭和五十五年度福生市一般会計補正予算(第七号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 議案第十六号 昭和五十五年度福生市一般会計補正予算(第七号)について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

まず一ページの閣下から入りたいと思いますが、本予算案は、年度末を迎えまして市税を初め各交付金、補助金、その他の歳入の確定したもので、それに伴う歳出につきましてはそれがれ現状に合わせて補正しようとするものでございます。既決予算を二千四百九十四万七千円を減額いたしまして、予算の総額を九十四億七千八百七十四万五千円と定めようとするものでございます。また、地方債につきしても対象事業の完了に伴いまして、補正を行うものでございますが、後ほど御説明申し上げます。

それでは二ページをお開きいただきたいと思います。

市税につきましては二千百二十三万円を追加増額しようとするものであります。まず市民税については一千四百二十九万九千円の増額であります。市民税の個人分につきましては増額であります。法人税につきましては減額となり、増減整理の結果、増となった次第でございます。次に固定資産税につきましては四百十三万五千円の増加で、土地及び家屋の調定増であります。また市たばこ消費税及び都市計画税につきしても、それがれ調定増に伴う増額でございます。

次に地方譲与税につきましては九百八十五万円を追加増額しようとするものでございますが、内訳として、自動車重量譲与税におきまして百九十五万七千円、地方道路譲与税につきまして七百八十九万三千円、いずれも収入が見込まれたので増額補正いたすものでございます。

次に自動車取得税交付金につきましては八百二十二万一千円の減額補正があります。これは都道府県に納付される自動車取得税の減少に伴い減額と相なりました次第でございます。

交通安全対策特別交付金につきましては八十八万円の減額補正でありまして、交通事故による反則金の減少に伴い、配分金の減となった理由でございます。

次に負担金及び負担金につきましては九百十六万三千円の増額補正でありまして、この増額の主なるものは保育園児の措置費の負担増額収入となった結果でございます。

次に使用料及び手数料につきましては二百十五万円の増額補正がありますが、使用料におきまして四百十五万円の増加は市民会館使用料と新たに建

設された市営住宅使用料の両方の増でございます。また手数料におきましては二百万円でございますが、減額であります。この減額はじん芥処理手数料の減収であり、これは西多摩衛生組合の直接持ち込みの減少が原因となっております。

次に、国庫支出金につきましては一千五百二十四万三千円の減額補正でありまして、まず国庫負担金の一千五百五十六万六千円の減額収入が主なるものであります。この減収理由は老人保護措置費負担金の減、それから施設収容老人の減少となったものと、それから保育園児童措置費負担金の本人負担の増加に伴って国庫負担が減少したわけでございます。次に、国庫補助金につきましては十八万五千円の減額補正と相なりますが、主なるものは、まず特定防衛施設周辺整備調整交付金の決定に伴い、今回五百四十二万四千円の増額となり、反面、市営住宅建設費補助金が五百四十二万円の減額、幼稚園就園奨励費の補助金の減、それらを増減いたしましたして調整した次第でございます。したがって、結果は減となったわけでございます。それから委託金につきましては二十万円の減額補正で、重度障害者福祉手当事

務取扱委託金の精算による減でございます。

部支出金につきましては七百六十一万二千円の増額補正でありまして、まず部負担金におきましては百二十六万七千円の増加であります。老人福祉に伴う負担金減と、生活保護費負担金の増額等によって増減の結果、増額補正となった次第でございます。

次に三ページに入りたいと思います。部補助金につきましては三百四十六万六千円の増額補正でありまして、この主なるものは、市町村振興交付金の一千五百九十九万円の増額と生活保護費補助金の二十五万円の増額に対し、児童福祉費補助金の一千八百六十四万四千円の減額、ほかに私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業に伴う減収、それから市営住宅建設費補助金の減によりまして、差し引きの結果、今回増額補正となった次第でございます。

次に部委託金でございますが、二百八十七万九千円の増額補正で、部税徴収委託金の三百十四万六千円の増加と参議院議員選挙費委託金百三万五千円の増、減額としては国勢調査費委託金八十七万四千円の減額等、増減整理の結果、増額となった次第であります。

次に財産収入につきましては百五十二万二千円の増額補正でありまして、まず財産運用収入におきましては二十五万九千円の減額であり、これは各種基金より生ずる利子の、当初見込みより減少したことと、それから土地建物貸付収入による増額との増減整理の結果、相ひいた次第でございます。それから次に財産売却収入につきましては百七十八万一千円の増額であります。これは廃道敷六件——二百九十四・五四平方メートルの売却によるものでございます。

次の諸収入につきましては、市預金利子収入におきまして二千二百三十八万六千円の追加でございます。資金を効率に運用するため譲渡性定期預金、いわゆる通称NCDと言われる定期預金等を活用し、利子の増額を図った関係から生じた増収分でございます。それから雑入におきましては五千七百四十一万六千円の減額補正で、本補正の収入の大きな減収であります。この内容は国民年金印紙売却代金の減と、それに伴う売却手数料が主なるものでございます。

次に市債につきましては一千七百十万円の減額でありまして、各事業の決

定により精算された結果、生じた減額補正でありまして、十四件の事業費が対象であります。内訳につきましては、後ほど第二表の地方債の

補正により御説明申し上げたいと思ひます。

以上、差し引きいたしました二千四百九十四万七千円の減額となりまして、歳入合計が九十四億七千八百七十四万五千円と相なります。

次に四ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳出についで主なるものを申し上げます。まず総務費につきましては三千五百八十九万円の増額であります。主なる補正といたしましては、一般管理費に四千六百十七万六千円を追加補正しようとするもので、これは退職手当特別負担金準備基金積立金四千九百八十六万五千円と既決予算と合わせて五千二百六十二万三千円を今後の勤労退職者に対応するための財源の措置としておくため、おおむね三年間、ぐらゐの増収を以て見込んで積み立てをしようとするものです。また、今後、対象者が生じた場合は基金をもつて負担措置をし、以後、基金の不足分については、常時五千万円程度の基金を留保する方針であります。また退職手当